

○農林水産省告示第七百九号

(平成三十年三月三十日農林水産省告示第七百九号)

(最終改正…令和二年四月九日農林水産省告示第七五一号)

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十五条の規定に基づき、園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の限度額を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法（以下「法」という。）第十五条の農林水産大臣の定める金額は、次のとおりとする。

一 組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）ごと及び会計年度ごとに、当該

会計年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済金額（次のイ及びロに掲げる共済関係にあつては、当該共済金額から、それぞれ当該イ及びロに定める金額を差し引いて得た金額。以下同じ。）

の合計額が一億六千万円を超えないときは、当該共済関係ごとに、基準共済掛金率（法第六十条第一項の基準共済掛金率をいい、法第一百七条第一項の申出に係る共済関係にあつては、当該基準共済掛金

率に、農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号。以下「規則」という。）第七十六条の農林水産大臣が定める率の法第六十条第二項の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率、規則第一百五十九条第二項の特約をした共済関係にあつては、当該特約がない場合の基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を共済掛金率とした場合に共済掛金として算定される金額の合計金額の二分の一に相当する金額

イ 規則第一百五十五条第二項の特約により、同条第一項の規定により申し出た金額に同条第二項の規定により申し出た金額を加えた金額を共済金額とする共済関係 規則第一百五十五条第二項の規定により申し出た金額

ロ 規則第一百五十六条第二項の申出により、同条第一項の規定により定められる金額に同条第二項第二号に掲げる金額を加えた金額を共済価額とする共済関係 規則第一百五十六条第二項第二号に掲げる金額に当該共済関係に係る共済金額（イに掲げる共済関係にあつては、当該共済金額から、イに定める金額を差し引いて得た金額）の共済価額に対する割合を乗じて得た金額

二 組合員等ごと及び会計年度ごとに、当該会計年度にその共済責任期間が開始する共済関係に係る共済

金額の合計額が一億六千万円を超えるときは、これらの共済関係に係る共済金額を当該共済関係に係る共済責任期間の開始する時の早い順（共済責任期間の開始する時が同じである共済関係にあつては、当該共済関係に係る基準共済掛金率の高い順）に順次加算した場合の一億六千万円までの部分の共済金額又は共済金額の部分に係る共済関係ごとに、当該共済金額又は共済金額の部分に相当する金額をそれぞれ共済金額とし、基準共済掛金率を共済掛金率とした場合に共済掛金として算定される金額の合計金額の二分の一に相当する金額

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年四月九日農林水産省告示第七五一号）

この告示は、令和二年九月二日から施行する。